

学校運営協議会機能を有する  
開かれた学校づくり協議会  
運営ガイドライン

武蔵野市教育委員会  
令和8年4月  
(Ver.2)

## 運営ガイドライン作成にあたって

武蔵野市教育委員会では、令和7年4月より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会の機能を有する新しい「開かれた学校づくり協議会」を市立小中学校全校に設置しています。

この運営ガイドラインは、新しい「開かれた学校づくり協議会」の設置及び運営が円滑に進むことを目的として、協議会委員、学校や事務局担当者など協議会に携わる方に向けて作成したものです。

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携を深めて、互いのベクトルを合わせる場として協議会が充実した議論の場となるよう、本ガイドラインが参考になれば幸いです。

この運営ガイドラインについてご意見や不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

武蔵野市教育委員会  
指導課教育推進室  
TEL0422-60-1241

### 参考：令和6年度までの開かれた学校づくり協議会

平成13年度から市立全小中学校に設置。学習指導や教育活動、学校運営に関して、委員に広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進める。学校教育法施行規則第49条第1項に基づく学校評議員。委員は地域、保護者、関係団体等の代表ら8～11名。年4回程度、校長の招集により開催される。運営に関する事務は、学校が行う。

# —目次—

1	はじめに	・・・・・・・・P1
2	学校運営協議会機能とは	・・・・・・・・P2
	①学校運営の基本方針を承認する	～今までと何が違いますか？
	②学校運営に関する意見を述べる	
	③教員任用（学校に必要な人材像）に関する意見を述べる	
3	開かれた学校づくり協議会の概要	・・・・・・・・P3
	・年間の流れ	
	・令和6年度のモデル校の実践紹介	
	・委員について（役割・構成・規定・会長、副会長の選出）	～どのような人が委員になるのですか？ ～委員のなり手を見つけるには？
	・地域学校協働本部として	～地域学校協働本部の役割とは？ ～武蔵野市の地域学校協働活動とは？
	・開かれた学校づくり協議会事務局担当者の役割／副校長先生の役割	
4	実践ガイド	・・・・・・・・P8
	・継続して熟議する	～実際どのように協議するのでしょうか？
	・学校関係者評価を行う	～意見を提出する場合はどうしたらいいですか？
	・オンラインツールを使って地域学校協働活動を活性化する	
	・開かれた学校づくり協議会を積極的に広報する	
	・開かれた学校づくり協議会の予算	
	・開かれた学校づくり協議会の公開（傍聴）	
5	開かれた学校づくり協議会の検証（令和7年度）	・・・・・・・・P15
6	法律・規則	・・・・・・・・P18
	①地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）	
	②武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則	

法律や規則には、開かれた学校づくり協議会の設置の目的、役割や協議会を運営するためのルールなど、基本的な事項が記載されています。ぜひご一読ください。

## 1 はじめに

市では、令和3年10月から学校・家庭・地域の協働体制検討委員会を設置して、「未来を担う子どもたちのために」という理念を前提として、テーマを『「学校運営」に関する協働体制について』に絞って検討を行ってきました。8回にわたる委員会を経て、令和4年12月に提出された「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書」では、現行の「開かれた学校づくり協議会」の仕組みを活用し、学校運営協議会機能を取り入れて互いのベクトルを合わせる場として強化する方向性を見出しています。市では、その報告書を学校・家庭・地域の協働体制の在り方の方針とすることとしました。

そこで、モデル校として境南小学校・第一中学校に学校運営協議会機能を有する「開かれた学校づくり協議会」を令和5年度から2年間設置しました。モデル校の効果検証では、協議会の主体性は大きく向上した（委員の回答）、必要に応じた協働がよりすすんできた（地域の方・教員の回答）、地域への愛着の醸成や安心感はやや高まった（地域の方・児童生徒の回答）、という結果になりました。

こうした結果を踏まえて、学校運営協議会機能を有する「開かれた学校づくり協議会」を令和7年度から全校に設置しました。子どもの育ちを軸として、学校・地域で何を大事にしているのか、協議会を運営する上での効果検証や課題の整理を行いながら、各校の開かれた学校づくり協議会がよりよいものになるよう市教育委員会でもサポートして参ります。

## 2 学校運営協議会機能とは

今までと何が  
違いますか？

これまでの開かれた学校づくり協議会は学校評議員であり、校長に意見を述べる仕組みでした。これからは、学校運営のパートナーとなり、より良い学校づくりの主体者として、校長を含めた委員の合議制による協議を行うようになります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5の規定される学校運営協議会には、次の3つの機能があります。(市規則第3～4条(P18))

### ①学校運営の基本方針を承認する

校長は委員ですが、学校運営の責任者でもあります。校長は、自身の作成する学校運営の基本方針を委員に丁寧に説明し、「ともに子どもを育てる」思いの共有を図ります。承認は学校運営の責任を校長とともに負うものになりますが、承認に至るまでの議論や合意形成のステップが何より重要です。

### ②学校運営に関する意見を述べる

学校は学校運営の状況、子どもたちの様子や教育活動について情報提供や説明をします。委員は、学校の基本方針を実現するために建設的な議論をします。意見を言いつばなしにしたり押し通したりするのではなく、課題解決や改善に向けた議論となることが大切です。

### ③教員任用（学校に必要な人材像）に関する意見を述べる

委員は、職員構成、経験、得意分野や専門性など、その学校の特色にあった人材像に対して希望する意見を述べることができます。教員個人の任用に関するものではありませんのでご留意ください。

例：「若手教員育成のため、ベテランの教員を増やしてはどうか」

「学習者用コンピュータのさらなる活用のため、ICTに強い先生を配置してはどうか」

「小学校の外国語や外国語活動の充実のため、英語の得意な先生を配置してはどうか」

提出された意見は、武蔵野市教育委員会を通じて、東京都教育委員会にあげられます。

また、学校は東京都の教員公募（コミュニティスクール枠）の仕組みを使って、学校が求めているイメージ像に適している教員をダイレクトに募集することができます。

### 3 開かれた学校づくり協議会の概要

多様な委員を選定し、定数は校長先生を含む12名以内とします。協議会での協議の多様性を担保し、多くの知恵が集められるようになります。また、協議会の開催回数は年間8回程度です。

#### 年間の流れ

初年度の前半は、学校運営方針や年間予定を確認したり、学校の子どもたちの様子を理解したり、相互理解を深めます。中期は学校に必要な人材像を検討したり、子どもを地域で共に育てるための熟議、その時々課題や悩みを共有したり、議論を深める時期です。後半は学校関係者評価や地域学校協働活動の推進状況など振り返りを行い、次年度の学校運営の基本方針の承認を行う流れを想定しています。

下記は開催スケジュールと協議内容の例です。学校や地域の実情に応じて、開催時期や実施場所・開催時間を検討してください。参加しやすく効率的な協議会運営となるよう、オンライン会議を併用するなどの工夫も必要です。

↓学校が行うことには★

例	
4月	会長・副会長の選出（委員の互選）／★今年度の学校運営の基本方針の説明／★学校行事等の案内・学校評価の指標の確認／地域行事や地域学校協働活動の紹介／例：「どんな開かれた学校づくり協議会にしたいか」の熟議
5月	
6月	子どもたちの日常生活や様子の理解・地域の様子などの情報共有／熟議したいテーマの検討／協議内容や取組の広報方法の検討／学校に必要な人材像についての意見聴取
7月	
8月	検討したテーマの熟議／★職員公募の実施
9月	
9月	子どもたちの学力・体力の実態把握／地域学校協働活動の情報共有
10月	
10月	★学校評価に資する保護者や子ども向けアンケート案の提案・検討・実施／子どもたちの様子の情報共有／★学校運営の基本方針の承認に向けての説明
11月	
12月	★学校評価に資するアンケートや、学校の（教職員による）自己評価結果の説明／学校関係者評価／★自己評価を生かした来年度の学校運営の基本方針の説明／地域学校協働活動の振り返り
1月	
2月	来年度の学校運営の基本方針に関する熟議・承認
3月	★次年度の教育課程を教育委員会に提出／1年間の活動の総括／来年度の委員選定

## 令和6年度のモデル校の実践紹介

	境南小学校		第一中学校	
第1回	5/20	教育目標、学校運営の基本方針の確認/ 今年度の活動内容/会長、副会長の選出 /境南町で育てたい子ども像をテーマに 熟議	4/15	会長、副会長の継続について/新委 員・教員等の紹介/学校経営計画説明 /部活動の見守り、英検・漢検の試験 監督の進捗状況報告/今年度の協議 会の進め方について
第2回	6/10	・前回の熟議の深堀として、育てたい子 ども像を3つ程度に絞る →子ども主体の視点として「なりたい自 分とは？」 ・子どもの主体性に触れるため、子ども たちと直接交流する場をどうもつかの 検討	5/27	部活動見守り・試験監督について進 捗状況報告/生徒会の生徒を招いて、 中学校生活についてのグループ協議
第3回	7/22	・6年生との交流授業に向けて →テーマ:なりたい自分は?そのために 大切にすることは?(9月、2月に開催 予定) ・教育フォーラム発表に向けて ・「人材バンクリスト」の活用	6/25	教員公募について校長先生から状況 の報告/前回の生徒の意見を踏まえ て、今後の進め方について協議:「地 域と生徒をつなげるには」
第4回	9/9	交流授業に参加した感想の共有/人材バ ンクリストのさらなる活用について/ 地域に開かれた学校をテーマに熟議	8/29	生徒にアンケートをする場合の内容 について意見出し/部活動見守り、試 験監督などの活動報告/モデル校に なってからの振り返り
第5回	10/21	・学校評価アンケートについて/第4回 以降の6年生との交流授業の感想の共 有	10/22	教員公募の報告/部活動見守り、試験 監督などの活動報告/地域とつなが っていくための生徒アンケート作成/ 学校評価アンケート案について
第6回	1/20	・学校評価アンケートの結果の共有 ・グループに分かれ、項目ごとの検証と 課題の洗い出し	11/29	教員公募の報告/市・都のフォーラム 参加報告/学校評価アンケートの項目 について協議/生徒アンケート報告を 聞いて協議会として何をしていける かの熟議
第7回	2/10	6年生との交流授業の感想の共有/学 校評価の説明/令和7年度教育課程の 説明と承認/「開かれ」効果検証アンケ ート(モデル校)について	1/20	学校評価アンケートの結果報告につ いて/学校運営の基本方針の説明と それに対する意見交換/協議会の来 年度に向けての協議
第8回	3/10	・第7回以降の6年生との交流授業の感 想の共有 ・協議会を通しての感想 ・次年度の協議会の活動内容の検討	2/28	学校運営基本方針(教育課程)の説 明・承認/学校評価についての委員評 価/各種ボランティア活動の名称検討 /各団体からのお知らせ

## 委員について（役割・構成・規定・会長、副会長の選出）



どのような人が  
委員になるので  
すか。

子どもたちの成長や教育活動に熱意をもち、協調性があり、協議に対して建設的な意見をもてることが委員に求められる資質です。委員は校長先生が推薦し、教育委員会から委嘱します。

\*委員のうち1名は校長先生です。多様性の観点から、年齢層やジェンダーバランスに考慮が必要  
です。

### 委員構成の例

- 地域コーディネーター
- PTA
- 保護者
- おやじの会
- 同窓会
- 地元商店会
- 地域団体に関わっている方（青少協／コミセン／福祉の会／自主防災組織など）
- 学生ボランティア
- 卒業生
- 民生・児童委員
- 保育園・幼稚園関係者
- 地域の企業・法人
- 地域子ども館・学童関係者
- NPO団体
- 地域の大学関係者
- 有識者 …



委員のなり手を  
見つけるには？

委員は地域団体等の代表者を「充て職」とするのではなく、有意義な協議や活動とするために人物本位で選出します。また、学校支援に積極的な方を委員に選出することで、委員としての資質が活動の中で向上していくことも考えられます。

大学の先生、元教職員、卒業生や地元企業の方など新たな視点で人選を行うことも重要です。

### 委員に関する規定（市教育委員会規則）

- ・ 身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に定める特別職非常勤職員となります。
- ・ 委員は、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。（守秘義務）
- ・ 任期は2年を1期として、原則、最長3期6年までとします。
- ・ 報酬は、月額3,000円です。
- ・ 委員の互選により、会長及び副会長を選出します。

**会長**は、協議会を代表し、会議の招集をします。協議会では、協議を進行し、意見をまとめます。協議会の開催通知や意見の申出書を提出するときは代表者となります。

**副会長**は、会長を補佐し、会長が不在のときは会長の代理をします。また、開かれた学校づくり協議会事務局担当者とのやりとりを担当します。

## 地域学校協働本部として

武蔵野市では、地域コーディネーターを各学校に配置し、地域学校協働活動のネットワークを構築しており、開かれた学校づくり協議会を地域学校協働本部としています。地域学校協働本部の要素としては①コーディネート機能②多様な活動③継続的な活動の3点があげられます。

地域学校協働本部の役割とは？

地域コーディネーターが中心となって地域住民や地域団体の参画を一つの仕組みとして促進し、地域の協力者等との調整を行うことで学校の負担を軽減します。多様な担い手の教育活動への参加が促進されることで、その豊かな関わりを通して子どもたちの学びが充実します。

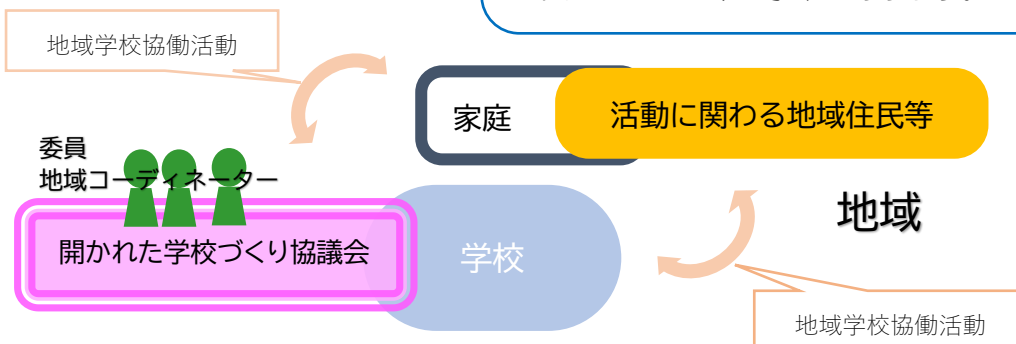
### 【これまでの活動の例】

- 小学校…登下校の見守り、ゲストティーチャーの招聘、遠足や展覧会など行事の補助、課外活動の朝練習補助、放課後の学習支援、周年行事のサポートなど
- 中学校…放課後の学習支援、部活動の指導サポート、職場体験先の調整、漢検や英検など各種検定の実施サポート、学校周辺環境整備、周年行事のサポートなど

地域コーディネーターは、学校側がどのような活動に協働が必要なのかを明確にして、そこに対して適材と考えられる地域の協力者を結び付けコーディネートしています。家庭や地域の協力者側からも企画案や具体的な活動内容の提案をもらうような地域学校協働活動にしていくために、開かれた学校づくり協議会では、適切かつ効果的な広報手段により学校・家庭・地域の日常的なコミュニケーションを促進することが重要です。

武蔵野市の「地域学校協働活動」とは？

登下校・部活動の見守りや行事・課外活動支援など地域住民等が学校をサポートするボランティア活動のほか、「地域の教育力」を活用した活動や学習指導補助員など、学校の教育活動を支えるための市の事業もあります。



## 開かれた学校づくり協議会事務局担当者の役割

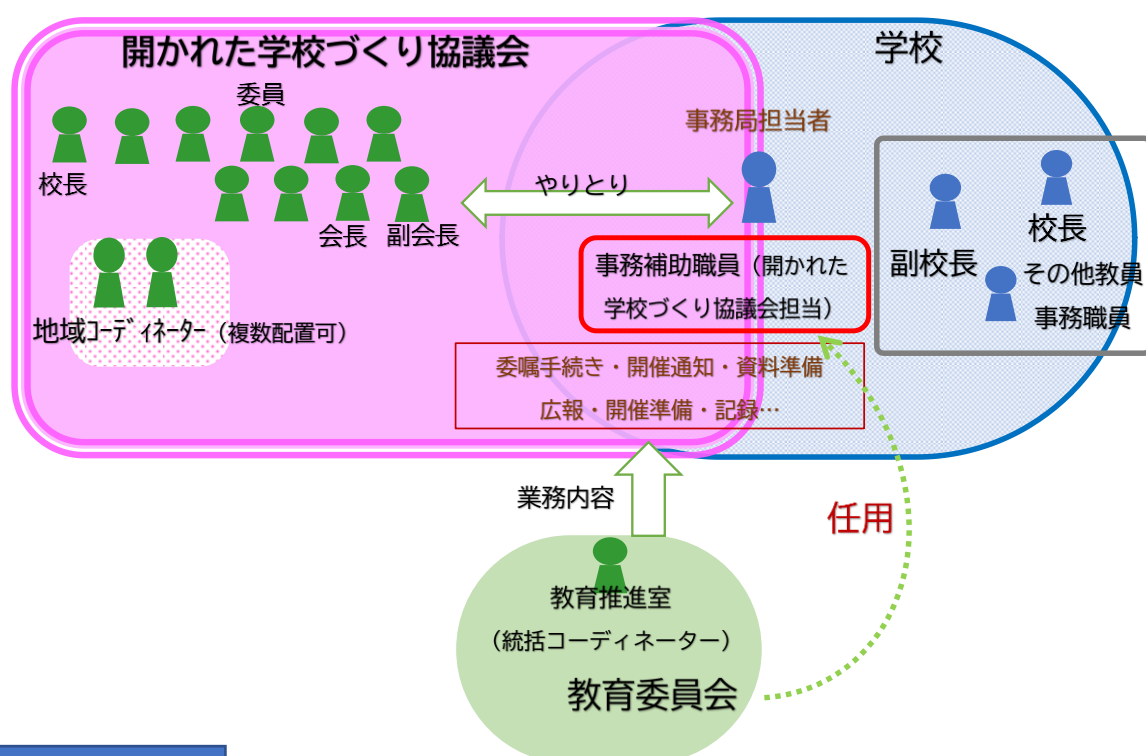
教育委員会が事務局担当者を任用します。

事務局担当者は学校に勤務し、委員、教育委員会と連絡・調整しながら委員委嘱の手続き、開催通知作成、資料準備、広報活動、会議開催準備、会議記録の作成などの事務を行います。

指導課教育推進室からも業務内容を伝達しますが、学校や委員とも連携しながら仕事を進めます。

勤怠管理は、他の学校に勤務するアシスタント職員同様に、学校が行います。

事務局担当者との開かれた学校づくり協議会の連絡役は主に副会長が担います。



## 副校長の役割

副校長は委員ではありませんが、学校経営に携わる管理職として協議会運営のサポートをお願いします。事務局担当者とも連携して、業務内容の伝達や事務を一緒に進めてください。

参考 モデル校（境南小学校・第一中学校）では…

- ・ 協議会前の会長・副会長との事前打合せに参加
- ・ 協議会では委員に交じって意見交換／委員からの質問に答えたり、学校の状況を説明
- ・ 学校評価結果の説明／学校の経営方針に基づく教育課程の説明
- ・ 事務局担当者と資料準備、広報・HP作成、市教育委員会と連絡調整

など、適宜必要な役割を担ってくださっています。

## 4 実践ガイド

子どもを地域で育てていく方向性を共有するために、立場の異なる学校・家庭・地域が意識の共有を深めます。まずは、共通の目標やビジョンをもちましょう。その学校や地域の抱える課題や協議したいテーマを決めておくといでしょう。

### 継続して熟議する

実際にどのように協議するのでしょうか。

キーワードは「熟議」です！ 熟議とは、  
◇ 多くの当事者（保護者、地域・学校関係者）が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。  
◇ 様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

「学校運営協議会」設置の手引き(令和2年 文科省)

### 熟議実践のタイムスケジュール（例）～75分の場合

導入説明	・なぜそのテーマで熟議を行うのかの理解 ・アイスブレイクや安心して発言できる雰囲気づくり（自己紹介・共通の質問の回答など）	5分
テーマに関する情報共有	・テーマについての知識や背景を共有する。 ・関係者の説明など	10分
グループに分かれての協議①	・意見（思い）を伝える、アイデアをたくさん出す、自由に発言する。 ・様々な視点を知る、どのような意見も受け入れる。	20分
グループに分かれての熟議②	・集まった意見を整理して、目指す方向性を確認し、議論を深める。 ・前向きで未来志向な提案や課題解決の道筋をつける。	15分
熟議内容の発表・共有	・グループの意見を全体に発表する。 ・参加者全員が意見を共有する。	15分
振り返り・提案	・熟議の感想（思い）を振り返る。 ・今後のアクションにつながるような気運を高める。	10分

※付箋や模造紙を使って意見をまとめたり共有したりするとより効果的です。



## 熟議のテーマの例

下記は令和7年度を参考としたテーマの例になります。各学校・地域のそのときどきに必要な検討事項について協議会の中で話し合い、テーマを決めてください。

地域と保護者と学校のつながりを求める	地域に開かれた学校とは
スタートカリキュラムの改善に向けて	子どもの居場所について考える
子どもたち・学校を取り巻く現状を知る	子どもたちと地域をつなげるために
子どもたちが帰ってくる地域・学校であるために	子どもたちが開かれ(地域)を知るために

モデル校では、最初に熟議をしたテーマから継続した議論を重ねることで、そこから派生する課題に向き合ったり、より良くなるための活動（アクション）に結びついたりしていく様子が見受けられました。

### 境南小学校の例

「行くのが楽しい学校ってどんな学校？」  
↓  
「児童にとって／先生にとって「行くのが楽しい」とは」  
↓  
地域で何ができるだろう  
↓  
『境南版人材リスト』の作成／地域の大人と6年生の交流会実施

### 第一中学校の例

「一中生のいいところや身に付けてもらいたい力は何か  
／開かれた学校づくり協議会でなにができるか」  
↓  
「一中を深く知ろう」  
↓  
先生へのアンケート実施・学校のために今すぐできることは何だろう  
↓  
部活動の見守りボランティア・各種検定事務を地域で担う仕組みを確立  
『武一中サポーター(通称:ぶいサポ)』

## 学校関係者評価を行う

開かれた学校づくり協議会では、学校の運営状況等について学校関係者評価を行います。（市規則第5条）

例年、11月ごろ学校関係者・子どもたち・保護者などに向けて行う学校評価に資するアンケートを行います。その結果を参考に学校は自己評価を行います。学校関係者評価を行う際はまず学校からアンケート項目や結果の分析など丁寧な説明を行います。この説明を受け、開かれた学校づくり協議会は学校が運営方針に沿って適切に運営できているか、学校関係者評価を実施し、意見を述べます。

### 学校評価に関する年間の流れ等

- 4～6月 学校運営に関する基本方針の説明  
基本方針に基づいた取組の推進・学校評価の指標に基づく進捗管理
- 11～12月 学校評価に資するアンケートの実施(保護者・子ども)と分析、学校の自己評価実施
- 1月 学校の自己評価に対する協議会による関係者評価の実施
- 2～3月 (学校は基本方針を基に教育課程を作成・教育委員会に相談)  
学校評価を基にした来年度の学校運営の基本方針の説明・熟議・承認
- 3月 学校は教育課程届を教育委員会へ提出する

- ☞ 校長が学校運営の基本方針に示すことが望ましい項目…学校の教育目標と目標達成に向けた基本方針とその重点や学校の目指す教員像など、A4で1枚程度で可
- ☞ 学校評価は、方針に示された内容の進捗、成果や課題を振り返るものです。そのため、基本方針の説明と共にできるだけ早い時期に評価の指標を定め、一つ一つの教育活動の実施と振り返りを行う際の視点としていくことが効果的です。

学校や市に意見を提出する場合はどうしたらいいですか。

開かれた学校づくり協議会は、学校の運営について教育委員会や校長に文書で意見を申し出ることもできます。教育委員会又は校長から事案に応じて口頭または文書で回答します。

開かれた学校づくり協議会

意見申出

武蔵野市教育委員会

または

校長

口頭または文書で回答

## オンラインツールを使って地域学校協働活動を活性化する

家庭や地域には学校や地域活動に関わりたいがきっかけがなく潜在化している協力者もいると考えられます。特に保護者世代との連絡はスマートフォン、SNSやメールなど、身近にあるオンラインツールの利用が有用です。

地域の協力者の登録管理や協力依頼を効率的に行う仕組みとして、開かれた学校づくり協議会専用のメールアドレスや校支援アプリを活用する(※)など情報を容易に周知できるオンラインツールを利用し、地域学校協働活動の活性化を図ります。

例：地域のボランティア登録者リストの作成  
固定のボランティアメンバーのオンライン連携  
校支援による地域・学校行事等の案内



また、地域コーディネーターの複数配置を可能とすることで地域コーディネーターの負担軽減を図るとともに、それぞれの地域コーディネーターが持つネットワークを広げて、層の厚いチーム体制を築いていきます。



学校のニーズと  
家庭・地域の強みを繋ぐ

### ※校支援アプリとは…

「校支援保護者連絡帳」と呼ばれるアプリで、保護者のスマートフォンにインストールして利用します。保護者から欠席連絡等を入力したり、学校からお便りや通知を配信したりできます。地域関係者に向けては、アプリをインストールしてコミュニティユーザーとしての登録することで、専用コミュニティ内で学校側からお知らせを配信することができます。

## 開かれた学校づくり協議会を積極的に広報する

開かれた学校づくり協議会で協議された内容は、その意義や役割を市民や地域に広く知ってもらえるよう広報活動に力を入れていきます。

### 地域に向けて…

開かれの協議の様子や記録を学校 HP で公開する。

### 子どもたちや保護者に向けて…

開かれの様子や協議内容を広報誌や学校だより、保護者連絡帳アプリ「校支援」などを活用して情報発信する。

### 学校教職員に向けて…

地域、子どもたちや保護者に向けて広報している内容を教職員用の情報システムで周知する。

開かれた学校づくり協議会に関心のある方が幅広く参加できるように、協議会の開催日時は、学校 HP やお便りなどで広く公表するようお願いします。

(傍聴については P14 参照)

また、開かれた学校づくり協議会委員が気軽に学校に行ける機会を作ること、学校関係者や子どもたちと「顔の見える関係」になるための工夫が必要です。

例えば…

- ・開かれた学校づくり協議会委員用の名札を作り、学校教職員や子どもたちにも紹介する。
- ・協議会だよりなどを発行する場合、顔写真を掲載して紹介する。
- ・PTA や学校に隣接する地域子ども館などと顔合わせの場を設ける。

モデル校では…

★協議会だよりの作成(年2~3回)

★学校 HP のメニューに「開かれた学校づくり協議会」を設けています。



★武蔵野市公式 HP

「地域と学校の協働通信」にて、開かれた学校づくり協議会様子を随時報告しました。

[https://www.city.musashino.lg.jp/shussan\\_kodomo\\_kyoiku/kyoikuiinkai/kyoikusuishins\\_hitsu/1024640.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/kyoikuiinkai/kyoikusuishins_hitsu/1024640.html)



## 開かれた学校づくり協議会の予算

市教育委員会から、各学校に「開かれた学校づくり協議会」の予算を配当しています。協議会の中で話し合い、必要に応じて執行してください。

支出手続きは学校に依頼します。執行予定がある場合はお早めにご相談ください。

予算の管理については、学校と指導課教育推進室にて行います。

予算額は毎年、学校と開かれた学校づくり協議会宛に周知します。

### ①謝礼金

協議会を通じて学校を支援するボランティア活動等を行う際の謝礼金。市の「地域の教育力」事業を活用します。申請については副校長先生にお問い合わせください。

### ②ボランティア保険料

無償ボランティアによる教育活動の支援を行う際に加入するボランティア保険を負担します。支援を開始する前に手続きが必要になりますので、指導課教育推進室にお問い合わせください。

### ③印刷製本費

協議会だよりなど、紙での広報を行う際の印刷費用です。印刷の契約には時間を要しますので、発行の時期も考慮して進めてください。

### ④消耗品費

協議会の中で使用する模造紙、ペン、付箋などの文房具や必要品の購入に使用します。購入まで時間を要するため、余裕をもって発注が必要です。

### ⑤食糧費

協議会用のお茶等を購入する予算です。その他の行事には使用できないのでご注意ください。

### ⑥郵便料

協議会を欠席した方に資料を郵送する場合などに使用します。委員の方には基本的にはメールで通知や資料送付などのやりとりをします。

## 開かれた学校づくり協議会の公開（傍聴）

開かれた学校づくり協議会は、原則、傍聴可能とします。

学校 HP、校支援や協議会だよりなどで協議会の日時をお知らせするよう工夫が必要です。

ただし、学校の機密情報や守秘義務を伴う議論を行う際は非公開とすることができます。傍聴者にはあらかじめその旨を伝えて、その時間帯は傍聴ができないことを了承の上で参加いただきます。

傍聴の申込については、協議会開催前に下記のような受付用紙の記入を依頼します。

### 傍聴受付用紙

〇〇〇学校 開かれた学校づくり協議会

日にち	氏 名	(所属)	住所

傍聴をご希望の方は、日にち、氏名、住所をご記入のうえ、会場内の教職員にお渡してください。所属の記載は任意です。（例：保護者、地域団体名、〇〇委員、地域住民等）

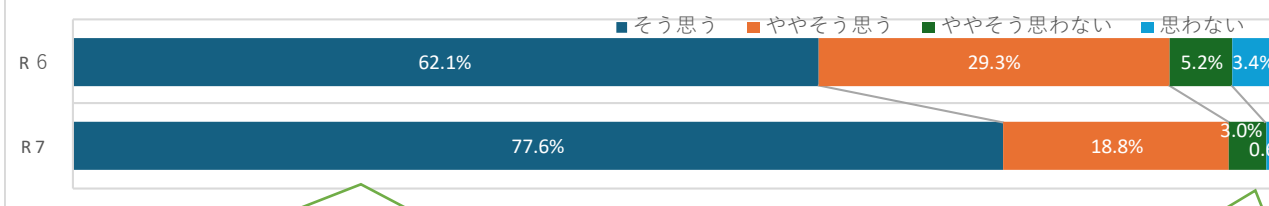
#### 【注意】

- ①会場では、委員の指示に従ってください。
- ②写真、動画の撮影や録音はできません。
- ③騒ぎ立てるなど、協議の妨げとなる行為はおやめください。
- ④非公開とする協議内容があった場合は、ご退席をお願いします。

## 5 開かれた学校づくり協議会の検証（令和7年度）

開かれた学校づくり協議会の主体性に着目して、従来の開かれた学校づくり協議会（令和6年度）と比較して変容があったかの検証アンケートを実施しました。

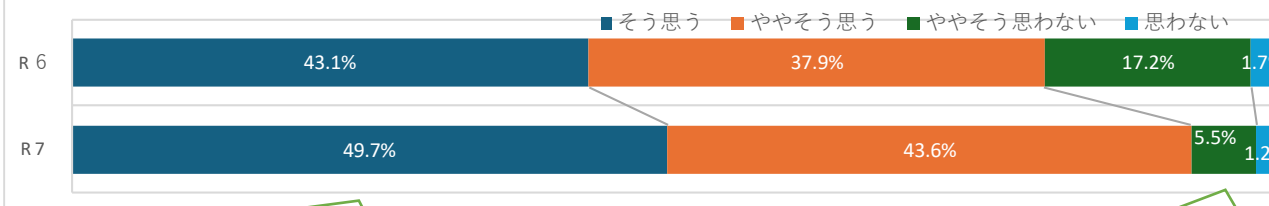
### ①協議会の中での議論は、忌憚なく意見を出し合える雰囲気がある。



◎多様な委員が学校という共通テーマに取り組むことで、各々が新たな気づきを得られる貴重な場になっている。  
◎多角的な視点から自由に意見が提起されており、発展的な展開が期待できる。

▲1回の時間が短いと深い議論ができず、意思決定が曖昧に終わることがある。  
▲具体的な目標明示がないと、実効性が課題になる。

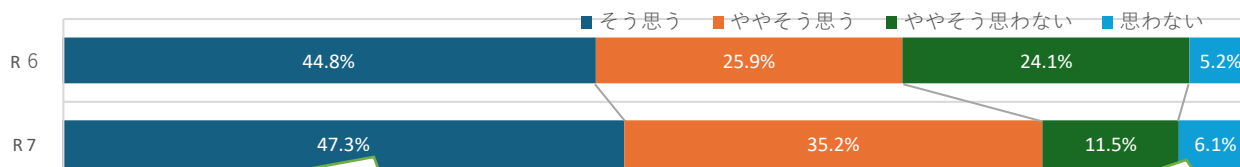
### ②学校の成果や悩みは、協議会委員の中で共有されている。



◎学校の情報発信や委員間の共有により、学校の目標や課題が明確に議論される場が設けられ、地域と学校間の理解が深まる。  
◎お互いの課題を知ることで、新しい提案へつながる場となっている。

▲学校が抱えている問題の全体像が不明確で、情報開示が不十分であると議論が曖昧になる。

### ③教員と気軽に話したり、課題を共有したりする機会がある。

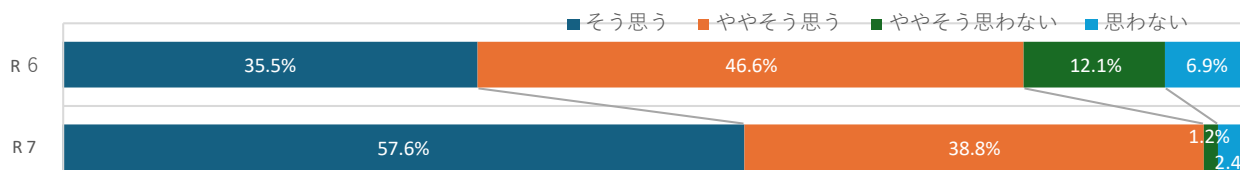


◎教員が実際の授業や抱える課題を率直に共有し、協議会内で意見交換が活発になされた。

◎校長や副校長の調整により、教員が話しやすい空間が確保されている。

▲一部の教員は協議会に参加できていない。

### ④子ども達が地域で育つ安定した環境作りや、地域の愛着醸成につながる協議や活動がすすめられている。



◎生徒会の生徒や若い卒業生の参加により、現役生徒の直接的な声が聞ける貴重な機会が増えている。

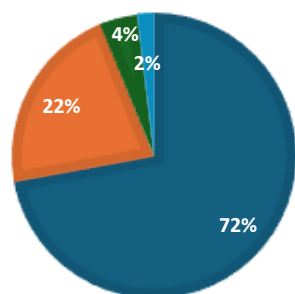
◎幼保小中連携を推進することで、より地域の中で連なった包括的な議論が期待できる。

◎地域との連携強化により、あそべえや学童の運営にも活かされるなど、実践的な成果が生まれている。

◎福祉施設との交流やボランティア受け入れなど、地域課題を考え合う良い機会になっている。

### ⑤協議会の運営は、継続して議論ができる体制になっている。(R7のみ)

■ そう思う ■ ややそう思う ■ ややそう思わない ■ 思わない



◎実務的なサポートがあり、情報共有や議事・運営の仕組みが整備され、会議の継続がしやすい環境となっている。

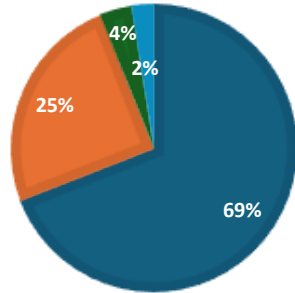
◎初年度のため手探りでのスタートであったが少しずつ整ってきたように感じる。

▲ファシリテーターが不足しており、人任せになりやすい。

▲会長などの中心メンバーの負担が大きくなると持続可能性に問題がある。

⑥学校の案を承認するだけでなく、よりよい学校運営のために建設的に議論している。（ R7のみ）

■ そう思う   ■ ややそう思う   ■ ややそう思わない   ■ 思わない



◎学校運営の内容や課題、地域の結びつきを知ること、新しい提案にもつながる場になると感じる。

◎多角的な視点から課題を共有し、建設的な議論を通じて地域との連携強化や改善策が進められている。

▲協議会の成果や中長期的な目標が曖昧で、議論が定性的・主観的に留まっている。

## 結果の分析

①～④すべての項目で「そう思う・ややそう思う」を合わせた肯定的な回答の割合が令和6年から令和7年度にかけて顕著に上がりました。

⑤及び⑥は、令和7年度から機能を強化した部分について協議会の運営が委員主体となり、継続して議論ができる体制になっているか、また、学校運営のパートナーとして建設的に議論しているかを調査しています。ともに全体で94%が「そう思う・ややそう思う」と肯定的な回答でした。

自由意見からは、時間不足により議論が深まらなかったり、ファシリテーターの不足、会長や副会長など一部の委員に負担が偏ったりすることなどが課題として挙げられています。

今後は、それぞれの協議会で時間や開催回数の最適化を図りさらに質の高い協議を実現することや、ファシリテーター育成のための研修を行うことなど、開かれた学校づくり協議会において建設的な議論が継続できるよう、各地域の実態に応じて教育委員会でもサポートしていきます。

## 6 法律・規則

学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会に関連する法律や規則には、設置の目的、役割や協議会を運営するためのルールなど、基本的な事項が記載されています。

ぜひご一読ください。

### ①地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### 第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における効率の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

## ②武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則

武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則

武蔵野市立境南小学校及び第一中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則（令和5年3月武蔵野市教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会として、武蔵野市立の小学校及び中学校ごとに開かれた学校づくり協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（基本理念）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び地域社会に開かれた特色ある学校づくりに取り組むものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長（以下「校長」という。）は、法第47条の5第4項の基本的な方針について、毎年度これを作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒並びに特定の職員の任用に関する事項を除く。）とする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第14条の5の規定による評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の委嘱)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校の地域コーディネーター
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に定める特別職の非常勤

の職員とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は第7条第1項の規定により委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合に新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。ただし、再任は2回までとする。

(報酬)

第10条 委員(第7条第1項第4号の委員を除く。)の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により月額3,000円とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、原則公開とする。ただし、第4条第2項に関する協議事項並びに会長、副会長及び第7条第1項第4号に規定する委員から発議のあった事項についてはこれを公開しないことができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は

生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第8条の規定に違反した場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
- (4) その他、その職に必要な適格性を欠く場合

(運営に必要な事項等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、武蔵野市教育委員会教育長が別に定める。

付 則

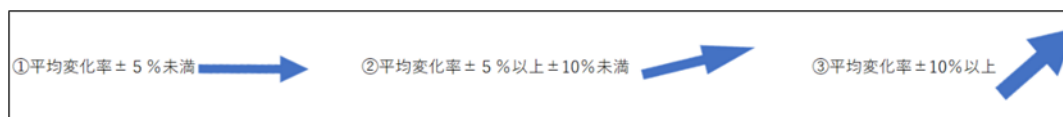
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 参考 開かれた学校づくり協議会モデル校の検証（令和5～6年度）

モデル校（境南小学校・第一中学校）の効果検証として、①協議会としての主体性、②必要に応じた協働、③学校の業務改善、多忙化解消、④地域への愛着の醸成・安心感を観点として2か年で変容があったかのアンケート調査を実施しました。

令和5年度及び6年度の結果の変容は、次のとおり観点別に、①平均変化率±5%未満、②±5%以上10%未満、③±10%以上の三段階に分けて矢印で表しています。

（委員/地域/教員/保護者/児童生徒の回答者のうち、観点別の質問項目がない場合、斜線としています。）



4つの観点	令和5年度から令和6年度の変化				
	委員	地域	教員	保護者	児童生徒
<b>①協議会としての主体性</b> ⇒委員が当事者意識を持ち、学校運営や教育活動に対して主体的に連携や協働できたか。	 6項目すべてで「そう思う」の割合が上昇 (変化率+48.2%)				
<b>②必要に応じた協働</b> ⇒地域の実情を踏まえた教育活動や行事を助賛したうえで、保護者・地域との協働をすすめたか		 3項目すべてで「そう思う」の割合が上昇 (変化率+33.1%)	 3項目のうち2項目で「そう思う」の割合が上昇 (変化率+30.0%)	 3項目すべてで「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合にほぼ変化なし (変化率-2.2%)	
<b>③学校の業務改善、多忙化解消</b> ⇒学校・家庭・地域の共通理解で学校の業務を見直し、必要な教育活動に注力できるようになったか			 3項目すべてで「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合がわずかに上昇 (変化率4.7%)		
<b>④地域への愛着の醸成・安心感</b> ⇒地域とのかかわりの中で学びが充実し、地域への愛着の醸成されたか。安定した地域環境の中で子どもが育つ安心感を得られたか。		 3項目すべてで「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合がやや上昇 (変化率8.8%)		 3項目すべてで「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合にほぼ変化なし (変化率-1.7%) ※	 5項目のうち2項目で「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合がやや上昇 (変化率9.4%) *

### ☆肯定的な変容があった項目

- 【委員】協議会としての主体性
- 【地域・教員】必要に応じた協働
- 【地域・児童生徒】地域への愛着の醸成・安心感

### ★大きな変容が見られなかった項目

- 【教員】学校の業務改善、多忙化解消
- 【保護者】必要に応じた協働/地域への愛着の醸成・安心感

※ただし、項目「おさんの通っている学校に愛着を感じる。」では「そう思う」は12ポイント増

\*ただし、項目「授業や学校行事の中で地域の方と一緒に活動することや、地域の方と交流することは楽しい。」では「そう思う」は12ポイント減

## モデル校委員の振り返りから

モデル校となってからの振り返りの意見交換や熟議を行いました。意見の一部や、熟議で使用した模造紙は次の通りです。

- ・学校の考えや子どもたちの現状を知り、学校を創る意識のあり方を考えさせられた。
- ・委員のバラエティが豊かで熟議がおもしろい。
- ・地域の一員としての当事者意識・仲間意識が芽生え、地域の学校応援団ができた。
- ・地域やなにより子どもたちのため、というところに充実感ややりがいを感じる。

